

1年生の保護者の皆様へ

育英会等の
奨学金ではありません

奨学のための給付金 受給申請手続きについて

(返済の必要はありません)

(1) [新入生に対する] 前倒し給付の受給 (令和3年度の所得割が非課税の方対象)

令和4年4月1日時点において、「奨学のための給付金」の要件をすべて満たしていることが必要です。

詳しい制度内容は、「国公立高等学校等奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）の受給申請手続きについて」をご覧ください。

提出締め切りは、5月25日（水）です。

(2) 奨学のための給付金（申請受付は7月以降です。後日改めてお知らせします。）

大阪府内に在住する非課税世帯、生活保護世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される制度です。（令和4年度の所得割が非課税の方対象）

(3) 家計が急変し収入が激減した世帯向け奨学のための給付金（申請受付は7月以降です。後日改めてお知らせします。）

家計急変により収入が激減し、保護者等（親権者全員）の府民税及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯であることが要件となっています。

○ 申請について

「前倒し給付金」を申請する場合は、申請用紙をお渡ししますので、事務室までお知らせください。

(2)(3)の申請用紙は7月以降のお渡しになります。